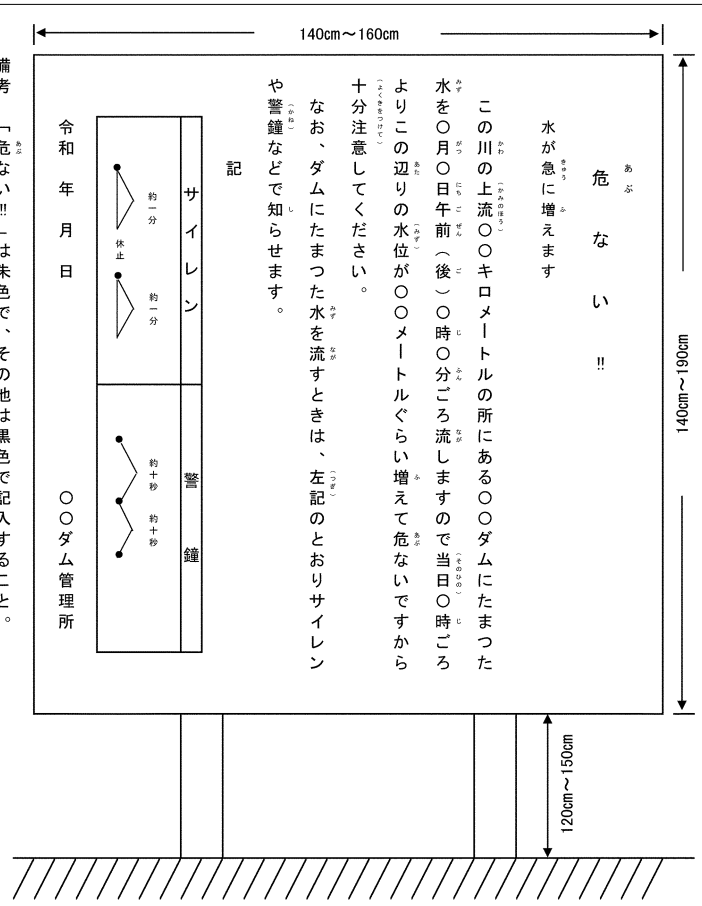
別記様式第二

様式第二



備考　「危ない!!」は朱色で、その他は黒色で記入すること。

（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（立札による掲示又はサイレン及び警鐘による警告の方法に関する経過措置）

2　この省令の施行の際、現に独立行政法人水資源機構が行っている独立行政法人水資源機構法施行令第十七条に規定する立札による掲示又はサイレン及び警鐘による警告の方法については、この省令による改正後の独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令第七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

〇農林水産省令第二十一号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定に基づき、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準） **第六条**　法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。 一　（略） 二　次に掲げる工事に関する事項の変更 イ　（略）	（特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準） **第六条**　法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。 一　（略） 二　次に掲げる工事に関する事項の変更 イ　（略）